

野々市市犯罪被害者等見舞金支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、野々市市犯罪被害者等支援条例（平成25年野々市市条例第14号）第9条の規定に基づく犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国又は日本国外にある日本船舶若しくは日本の国籍を有する航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為のとき又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものと含む。
- (3) 重傷病 負傷若しくは疾病が治癒し、又はその症状が固定する前において、次のいずれにも該当する負傷又は疾病をいう。
 - ア 療養の期間が1月以上であったこと。
 - イ 負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過する日までの期間（以下「特定期間」という。）内に3日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が特定期間内に3日以上労務に服することができない程度であったこと）。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者又はその家族若しくは遺族をいう。
- (5) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民を含む。）をいう。
- (6) 犯罪被害者等見舞金 第4条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。

(対象者)

第3条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害を受けた者（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて市民である者に限る。以下「被害者」という。）又はその遺族とする。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該

各号に定める者に対して、市長が一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者
(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡のときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときには同項第2号の子と、他のときには同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第6条 犯罪被害者等見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 傷害見舞金 100,000円

(犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる場合)

第7条 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。
- (2) 当該犯罪行為を容認し、教唆し、又は^{ほう}幫助したとき。
- (3) 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為をしたとき。
- (4) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他当該犯罪被害に關しその責めに帰すべき行為をしたとき。

- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織等に属していたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

2 犯罪被害者等がその報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたときは、市長は、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(犯罪被害者等見舞金の支給に関する特例)

第8条 既に傷害見舞金の支給を受けた者が犯罪被害を受けた日から起算して2年以内に当該犯罪行為による傷害又は疾病に基づき死亡した場合は、第6条第1号に規定する遺族見舞金の額から、既に支給した傷害見舞金の額を差し引いた額を遺族見舞金として支給するものとする。

2 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金の額は、第6条第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第9条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、野々市市遺族見舞金支給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者が犯罪行為により死亡した事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 被害者が当該犯罪行為の発生当時において市民であったことを証明する住民票の写し又は戸籍の附票
- (3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者が犯罪行為により死亡した当時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- (5) 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、被害者が犯罪行為により死亡した当時において被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類
- (7) 第11条第2項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(8) その他市長が必要と認める写真、書類等

2 前項の規定にかかわらず、第1順位遺族が2人以上ある場合で、そのうちのいずれかの第1順位遺族に対し、既に遺族見舞金を支給しているときは、当該第1順位遺族以外の者は、当該被害者に係る前項の規定による申請をすることはできない。

(傷害見舞金の支給申請)

第10条 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、野々市市傷害見舞金支給申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日、特定期間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する事項が記載された診断書等医師又は歯科医師が作成した書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる書類

(2) 被害者が犯罪行為の発生当時において市民であったことを証明する住民票の写し又は戸籍の附票

(3) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 第11条第2項の規程の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(5) その他市長が必要と認める写真、書類等

2 前項の規定による申請をすることができる者は、被害者本人とする。ただし、被害者が当該犯罪被害によって昏睡、意識不明等の状態に陥ったと医師が診断した場合その他市長が妥当と認める場合は、第5条第1項各号のいずれかに該当する者が被害者本人に代わって当該申請をすることができる。

3 市長は、前項ただし書の申請により傷害見舞金の支給をする場合は、被害者本人の名義の口座に振り込むことにより行うものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限)

第11条 第9条第1項及び前条第1項の規定による申請は、当該犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡又は重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第9条第1項又は前条第1項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請

書に添えなければならない書類を省略させることができる。

(支給等の決定)

第 13 条 第 9 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定による申請があった場合は、市長は、犯罪被害者等見舞金を支給し、又は支給しない旨を決定するものとする。

(支給等の決定のための調査等)

第 14 条 市長は、前条の規定による決定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

- 2 市長は、前条の規定による決定を行うため必要があると認めるときは、当該被害者又は申請者の同意を得て、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 申請者が、正当な理由がなくて、第 1 項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、市長は、その申請を却下することができる。

(支給等の決定通知)

第 15 条 第 13 条の規定による決定を行ったときは、市長は、野々市市犯罪被害者等見舞金支給・不支給決定通知書（別記様式第 3 号）により、その内容を遺族見舞金の場合にあっては第 1 順位遺族に、傷害見舞金の場合にあっては申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金審査会)

第 16 条 犯罪被害者等見舞金の支給に関する審査を行うため、市に、野々市市犯罪被害者等見舞金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 会長は副市長を、副会長は市民生活部長をもって充て、委員は職員のうちから市長が任命する。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第 17 条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者があるとき、又は犯罪被害者等見舞金の支給後において犯罪被害者等が第 7 条第 1 項各号のいずれか又は同条第 2 項の規定に該当することが判明したときは、市長は、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保存)

第 18 条 犯罪被害者等見舞金に関する書類は、その取扱いが完結した日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。